

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

〔公 告〕

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、特定計量器型式承認申請

(三〇) ○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
(同三二六)

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
(同三二七)

○大保ダム関係鉱区禁止地域指定 (公害等調整委一二)

〔告
示〕
目次



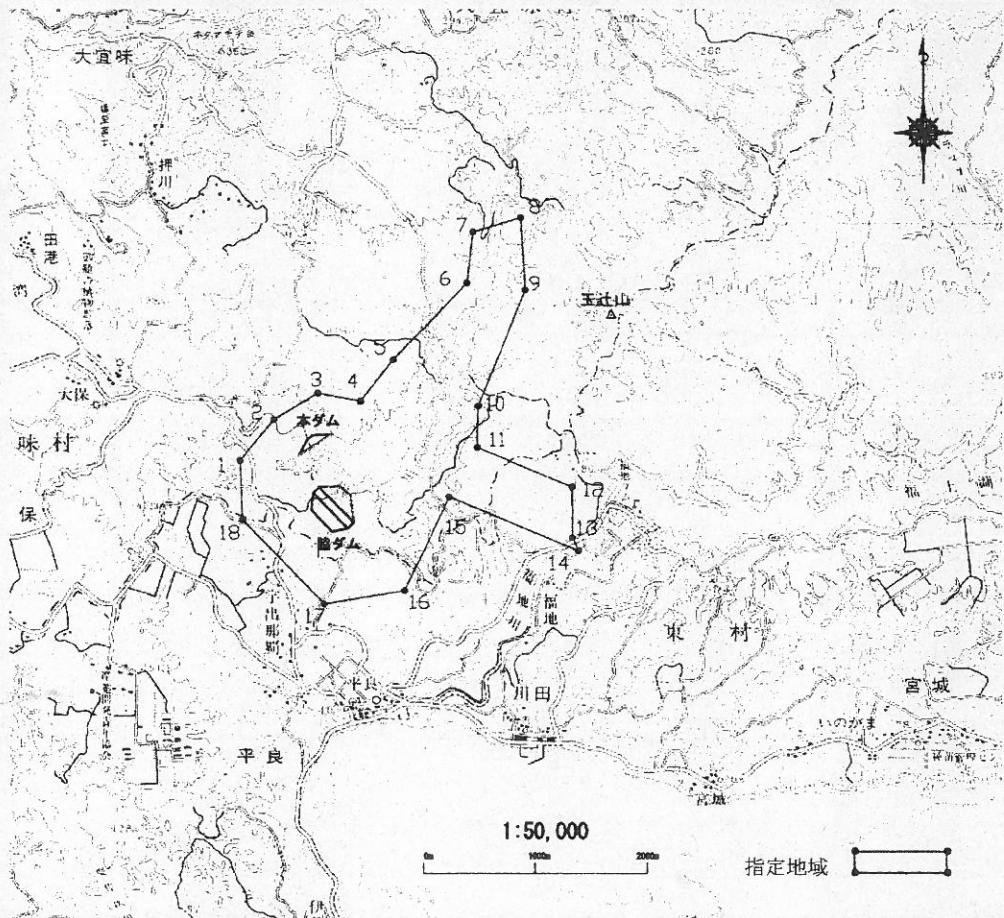
(号外)

地方公共団体 行旅死亡人

地方公共團體
行旅死亡人、無緣墳墓等改葬關係

告云

公害等調整委員会告示第二号											
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十一年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。											
平成二十二年十月六日 平成二十二年十月六日											
一 指定番号 指定第二四四号											
二 指定請求公示の年月日 平成二十二年九月三日（公害等調整委員会公示第一号）											
三 請求者名 国土交通大臣											
四 地域の所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字田港、字押川、字根路銘、字大宜味、字鏡波及び同郡東村字平良地内											
五 鉱物の名称 鉱業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部											
六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第一八号と第一号とを結ぶ直線											
第一号とを結ぶ直線											
X 座標(+メートル)											
Y 座標(+メートル)											
1	七一、八六七						六三、九一九				
2	七二、二三六						六四、二三〇				
3	七二、四六八						六四、六二二				
4	七二、三九九						六五、〇〇三				
5	七二、七六九						六五、二九三				
6	七三、四五三						六六、九四八				
7	七三、九〇八						六六、〇〇四				
8	七四、〇三九						六六、四三二				
9	七三、三八九						六六、四七一				
10	七二、三五二						六六、〇四八				
11	七一、九八四						六六、〇四〇				
12	七一、六三四						六六、八九二				
13	七一、一八五						六六、八九五				
14	七一、〇六七						六六、九五〇				
15	七〇、五四五						六五、七八八				
16	七〇、五八八						六五、三九四				
17	七一、三四二						六四、六八〇				
18	七一、五八九						六三、九五一				



九 八 地域の面積 四五一・八六ヘクタール

一 指定の理由

水池並びにそれらの周辺地域である。

大保ダムは、沖縄振興特別措置法（平成一四年法律第一四号）及び特定多目的ダム法（昭和三二年法律第三五号）に基づき建設される、堤高七七・五メートル、堤頂長三六三・三メートルの重力式コンクリートダム形式の本ダムと堤高六六・〇メートル、堤頂長四五五・〇メートルのロックフィルダム形式の脇ダムからなり、総貯水容量二〇、〇五〇、〇〇〇立方メートル、有効貯水容量一九、三五〇、〇〇〇立方メートルの貯水池を確保し、完成によつて洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水が確保されることから、地域の生活環境の向上及び農業を中心とする産業の発展に寄与すると考えられる。

指定地域の地形は、本ダム側では、標高一〇メートル以上の尾根部と勾配二〇、四〇度の山腹斜面及び幅約三〇メートルの川沿いの低地からなるV字型谷地形をなしており、脇ダム側では、標高三〇～四〇メートル程度で平坦な逆台形状の浅い谷となつていて全体が丘陵状を呈している。貯水池周辺の急峻な斜面には、地すべり地形、崩壊地形及び崖斜面が認められる。

指定地域の地質は、千枚岩主体の中生代白亜紀名護層を基盤とし、それらを覆つて第四紀の段丘堆積物（国頭礫層）、地すべり崩積土、崖錐堆積物等が分布している。基盤岩中には、前記面沿いの破碎帶や断層が認められ、地すべり崩積土は、大保川本川沿いの山腹斜面や山裾部に分布し、巨礫を含む礫混じり粘土、岩盤ブロックからなる。また、風化の影響を受けている箇所が多く、小規模な崩壊地や過去の降雨による崩壊地跡地が多数認められる。さらに、貯水池周辺には、地すべりブロックの存在が認められる。

指定地域においては、鉱業及び探査の実績がなく、現在、鉱業法で規定する鉱物の賦存は確認されていないものの、指定地域において、小規模でも鉱物の掘採が行われるならば、前記のとおりの地形及び地質の状況から、鉱種のいかんにかかわらず、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水及び水質の汚濁等の原因となり、ダム、貯水池等の保全に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

以上からすると、鉱種のいかんにかかわらず、指定地域において鉱物を掘採することは、大保ダムの公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。

○財務省告示第三百一十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十二年九月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十月六日

一 名称及び記
國庫短期証券（第二百三十三回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第一百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項及び第二百三十七条第一項

三 振替法の適

用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「価格競争入札發行」という。）

五 募入決定の方法
イ 価格競争
入札發行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り

○鉱業等に係る土地利用の調整
手続等に関する法律

(昭和二十五年十二月二十日)
法律第二百九十九号

(指定の請求)

第二十二条 各大臣(内閣法(昭和二十一年法律第五号)第三条第一項の規定により行政事務を分担管理する各大臣をいう。以下同じ。)又は都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(指定)

第二十三条 委員会は、前条第一項の規定による公示をした後、遅滞なく、経済産業大臣の意見を聴き、公聽会を開いて一般の意見を求め、土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人を審問した上、当該地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくは他の他の産業と対比して適当でないと認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(以下「鉱区禁止地域」という。)は、その鉱物については、鉱区とすることができない。

2 前項の規定により意見を求められた者は、書面で意見を述べることができる。

3 第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否するには、その理由を明らかにしなければならない。

4 委員会は、第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否したときは、これを指定の請求をした各大臣又は都道府県知事に通知し、且つ、公示しなければならない。

5 第一項の規定による指定は、公示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

○鉱業法

(昭和二十五年十二月二十日)
法律第二百八十九号

(鉱区に関する制限)

第十五条 公書等調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくは他の他の産業と対比して適当でないと認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(以下「鉱区禁止地域」という。)は、その鉱物については、鉱区とすることができない。

2 公書等調整委員会は、前項の規定による禁止をした場合において、その鉱区禁止地域内における同項の規定により指定された鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになつていると認めるときは、経済産業局長に対し、その鉱区禁止地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権について第五十三条の規定による処分をすべきことを勧告することができる。

第五十三条 経済産業局長は、鉱物の掘採が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくは他の他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになつたと認めるときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。